

薬生食検発0131第1号  
平成30年1月31日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長  
( 公 印 省 略 )

「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」の様式について

標記については、平成22年1月6日付け食安検発0106第5号により通知しているところです。今般、平成29年10月8日のNACCS更改に伴い、FAINSを利用する輸入者等について法人番号を利用できるようになったため、本NACCS更改を受け、「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」の様式並びにそれらの記入方法等を別紙新旧対照表のとおり改正し、改正後の様式等を別添1から4のとおりとしますので、ご了知の上、当該様式に基づき届出を実施されるよう関係者に周知願います。なお、当該改正は平成30年1月31日より適用されるものであることを申し添えます。

記

改正の概要

1. 輸入者コードの13桁化  
「食品等輸入届出書」について、輸入者コード記載欄を13桁に変更する。
2. 届出種別に一般を追加  
「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」について、届出種別の記載欄に一般を追加する。
3. 継続欄に初回・継続・更新を追加  
「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」について、継続を継続の別とし、記載欄を初回 (F) ・継続 (C) ・更新 (U) とする。

食品等輸入届出書様式新旧対照表

(着色部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">食品等輸入届出書</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)</p> <p>①届出受付番号 第1</p> <p>②届出種別 事前・<b>同時</b>・計画輸入</p> <p>③輸入者コード</p> <p>④生産国コード</p> <p>⑤製造者名、住所・コード</p> <p>⑥製造所名、住所・コード</p> <p>⑦輸出者名、住所・コード</p> <p>⑧取扱者名、住所・コード</p> <p>⑨運込港コード</p> <p>⑩運込港コード</p> <p>⑪保管倉庫コード</p> <p>⑫貨物の記号及び番号</p> <p>⑬船名又は航空機の名称又は略名</p> <p>⑭(22)貨物の別 食品・添加物・器具・容器包装、おしちり</p> <p>⑮(23)産物の別 畜肉(伊)・<b>産物(イ)</b>・<b>菓物(ロ)</b></p> <p>⑯品目コード</p> <p>⑰品名</p> <p>⑱運込数量・コード</p> <p>⑲運込重量 kg</p> <p>⑳用途・コード</p> <p>㉑包装種類コード</p> <p>㉒登録番号1</p> <p>㉓登録番号2</p> <p>㉔登録番号3</p> <p>㉕貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法コード</p> <p>㉖備考</p> <p style="text-align: right;">届出印刷</p>	<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">食品等輸入届出書</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)</p> <p>届出受付番号 第1</p> <p>届出種別 事前・計画輸入</p> <p>輸入者コード</p> <p>生産国コード</p> <p>製造者名、住所・コード</p> <p>製造所名、住所・コード</p> <p>輸出者名、住所・コード</p> <p>取扱者名、住所・コード</p> <p>運込港コード</p> <p>運込港コード</p> <p>保管倉庫コード</p> <p>貨物の記号及び番号</p> <p>船名又は航空機</p> <p>1 貨物の別 食品・器具・容器包装、おしちり</p> <p>品目コード</p> <p>品名</p> <p>運込数量・コード</p> <p>運込重量 kg</p> <p>用途・コード</p> <p>包装種類コード</p> <p>登録番号1</p> <p>登録番号2</p> <p>登録番号3</p> <p>貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法コード</p> <p>備考</p> <p style="text-align: right;">届出印刷</p>
<p>&lt;注意&gt;</p> <p>⑮の欄は、施設で使用するため、記入しないで下さい。</p> <p>⑯の欄中、貨物が食品の場合の産物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物数量の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。</p> <p>㉕輸入者の名称(別添1)については、署名により代えることができます。</p>	<p>&lt;注意&gt;</p> <p>⑮の欄は、記入しないで下さい。</p> <p>⑯の欄中、貨物が食品の場合の産物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物数量の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。</p> <p>㉕輸入者の名称(別添1)については、署名により代えることができます。</p>

「様式」の記入方法について  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>「様式」の<u>記入</u>方法について</p> <p>(1) <u>届出受付番号</u> <u>検疫所使用欄のため記入しないでください。</u></p> <p>(2) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地） ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、<u>押印</u>します。 ②～⑤ 略</p> <p>(3) 届出種別 <u>貨物到着予定日</u>の7日前から<u>貨物到着前までに</u>食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、<u>貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。</u></p> <p>また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。</p>	<p>「様式」の<u>記載</u>方法について</p> <p>(1) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地） ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に<u>記入</u>します。 ②～⑤ 略</p> <p>(2) 届出種別 <u>貨物到着搬入予定日</u>の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲みます。</p> <p>また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。</p>

(4) 輸入者コード

(一財) 日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード (J A S T P R Oコード)、税関発給コード又は法人番号を左詰めで記入します。

なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

マイナンバー (個人番号) を記入する欄ではありません。

(5) 生産国・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、その生産国又は地域名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合は、その生産地 (国名又は地域名) を記入します。

なお、輸出入・港湾関連情報処理センター (N A C C Sセンター) のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」 (以下「食品届出コード表」という。) に掲載された生産国又は製造国のコードも併せて記入します。

(6) 輸入食品衛生管理者登録番号

略

(3) 輸入者コード

輸入者が (一財) 日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入業者標準コード表」に掲載されている場合、または、税関発給コードを取得している場合は、そのコードを記入します。

なお、当該コード表に掲載されていない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

(4) 輸入食品衛生管理者登録番号

略

(5) 生産国・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、その生産国を記入し、「加工食品以外の食品」の場合は、その生産地 (国名又は地域名) を記入します。

なお、輸出入・港湾関連情報処理センター (N A C C Sセンター) のホームページに掲載する「食品等輸入届出関係コード表」 (以下「食品届出コード表」という。) に掲載された生産国又は製造国のコードも併せて記入します。

(7) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(8) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

(6) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(7) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

・ (8)の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いします。

・ 処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いします。

(9) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZ9999

国コード

(10) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZW999

国コード

(8) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

該当するコードがない場合は以下の入力をするようお願いします。

〇〇ZZ9999

国コード

(9) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

該当するコードがない場合は以下の入力をするようお願いします。

〇〇ZZW999

国コード

<p>(11) 積込港・コード          貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港又は空港名を記入します          (郵便物は発送地名)。なお、<u>食品届出コード表</u>に掲載された当該積          込港のコードも併せて記入します。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 積卸港・コード          貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港又は空港名を記入しま          す。          なお、<u>食品届出コード表</u>に掲載された当該積卸港のコードも併せて          記入します。</p> <p>(14) 略</p>	<p>※(8)及び(9)における「未加工の食肉」の取扱いについて</p> <hr/> <p>・処理場名を製造所欄に入力をするようお願いします。</p> <hr/> <p>・処理場のコードについては、「製造者・製造所(B)コード」を準          用するようお願いします。</p> <p>(10) 積込港・コード          貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港又は空港名を記入します          (郵便物は発送地名)。          なお、<u>国連LOCODE表</u>に掲載された当該積込港のコードも併せ          て記入します。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 積卸港・コード          貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港又は空港名を記入しま          す。          なお、<u>国連LOCODE表</u>に掲載された当該積卸港のコードも併せ          て記入します。</p> <p>(13) 略</p>
--	---

<p>(15) 保管倉庫・コード        貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。  <u>また</u>、食品届出コード表に掲載された保管場所のコードも併せて記入します。</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 船舶又は航空機の名称又は便名        貨物を<u>搭載</u>してきた船舶の名称又は航空会社名及び便名を記入します。</p> <p>(19) 略</p>	<p>(14) 保管倉庫・コード        貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。  <u>なお</u>、保税地域コード表又は食品届出コード表に掲載された保管場所のコードも併せて記入します。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 船舶又は航空機の名称又は便名        貨物を<u>積載</u>してきた船舶の名称又は航空会社名と便名を記入します。</p> <p>(18) 略</p>
---	--



<p>(20) 事故の有無及びある場合はその概要</p> <p>積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて記入します。</p> <p><u>なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。</u></p> <p>(21)～(22) 略</p> <p>(23) <u>継続の別</u></p> <p><u>初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。</u></p> <p>有効期間内の試験成績がある場合は、「<u>継続（C）」</u>を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。</p> <p><u>以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。</u></p> <p>(24) 略</p>	<p>(19) 事故の有無及びある場合はその概要</p> <p>積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて記入します。</p> <p>(20)～(21) 略</p> <p>(22) <u>継続</u></p> <p>有効期間内の試験成績がある場合は、「<u>Y</u>」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。<u>なお、当該試験成績がない場合は、「N」を○で囲みます。</u></p> <p>(23) 略</p>
---	---

<p>(25) 品名 商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。<u>商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。</u></p> <p>(26)～(33) 略</p> <p>(34) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード 貨物が加工食品であるときは原材料名を、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質を記入します。 また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。 <u>なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。</u></p>	<p>(24) 品名 商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。</p> <p>(25)～(32) 略</p> <p>(33) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード 貨物が加工食品であるときは原材料名を、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質を記入します。 <u>なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。</u> また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。</p>
---	---

(35) 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名 (物質名) ・コード、貨物が添加物製剤の場合、その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法 ・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(34) 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名・コード、貨物が添加物製剤の場合、その成分・コード

貨物が食品であつて、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

(35) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

なお、欄に記入できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付して差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

(注1) 食品等輸入届出書の共通部 ( (1) から (21) まで ) の記載につき、最大7欄 (7品目) まで記入して届出できます。

(注2) 旧様式の食品等輸入届出書においても、記載事項の不足分について旧様式の食品等輸入届出書の備考欄等に記入することにより輸入届出を行うことができます。

(注1) 「①届出受付番号」は、検疫所で使用する欄ですので、記入しないで下さい。

(注2) 食品等輸入届出書の共通部 1つについて、最大7欄 (7品目) まで記入できます。

(注3) 旧様式の食品等輸入届出書においても、記載事項の不足分について旧様式の食品等輸入届出書の備考欄等に記入することにより輸入届出を行うことができます。

輸入手続統一様式新旧対照表

(着色部分は改正部分)

改正後				現行			
【輸入食品等】				【輸入食品等】			
届出受付番号	※1			届出受付番号	※1		
届出種別	準前・ <b>準前</b> ・計画輸入			届出種別	準前・計画輸入		
生産国コード			輸入食品衛生管理 登録番号	生産国コード			輸入食品衛生管理 登録番号
製造者名、 住所・コード				製造者名、 住所・コード			
製造所名、 住所・コード				製造所名、 住所・コード			
輸出者名、 住所・コード				輸出者名、 住所・コード			
包装者名、 住所・コード				包装者名、 住所・コード			
積込埠頭コード			積卸埠頭コード	積込埠頭コード			積卸埠頭コード
保管倉庫コード			輸入年月日	保管倉庫コード			輸入年月日
			届出年月日				届出年月日
事故の有無 及びある場合その概要	無・有		届出者コード	事故の有無 及びある場合その概要	無・有		届出者コード
1 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもち		衛生証明番号	1 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもち	継続 Y/N	衛生証明番号
継続の別	<b>継続(O)・継続(X)・更新(X)</b>			品目コード			貨物が加工食品である ときは原料材料・コード
品目コード				品名			貨物が器具、容器包 装又はおもちである ときはその材質・コ ード
積込数量・コード				積込数量		kg	
用途コード				用途コード			※2
包装種類コード				包装種類コード			※2
登録番号1				登録番号1			
登録番号2				登録番号2			
登録番号3				登録番号3			
貨物が加工食品である ときは製造又は加工 方法・コード				貨物が加工食品である ときは製造又は加工 方法・コード			
備 考	届出済印 <b>※1</b>			備 考	届出済印		
<small>&lt;注意&gt;</small> ※1の欄は、 <b>届出済印</b> の記入、記入しないです。 ※2の欄は、貨物が食品の場合の原料の品名については、一般に食品として製造されている物であり、原料として使用されるものは、 <b>原料品名</b> が定められているものに限り、 <b>原料が添加物原料の場合の成分</b> については、一般に食品として製造されている物に該当します。				<small>&lt;注意&gt;</small> ※1の欄は、 <b>届出済印</b> の記入しないです。 ※2の欄は、貨物が食品の場合の原料の品名については、一般に食品として製造されている物であり、原料として使用されるものは、 <b>原料品名</b> が定められているものに限り、 <b>原料が添加物原料の場合の成分</b> については、一般に食品として製造されている物に該当します。			

「輸入手続統一様式」の使用方法について」新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>「輸入手続統一様式」の使用方法について</p> <p>II 輸入手続統一様式の取扱要領</p> <p>(3) <u>搭載</u> (積込) 年月日</p> <p>(7) 輸入者名の氏名及び住所等(法人の場合は、その名称及び所在地) ① 輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、<u>押印</u>します。</p> <p><u>⑥ (一財) 日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード (J A S T P R Oコード)、税関発給コード又は法人番号を記入します。なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。</u></p> <p>(11) 届出種別 貨物到着搬入予定日の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、<u>貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。</u>また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。</p>	<p>「輸入手続統一様式」の使用方法について</p> <p>II 輸入手続統一様式の取扱要領</p> <p>(3) <u>とう</u>載 (積込) 年月日</p> <p>(7) 輸入者名の氏名及び住所等(法人の場合は、その名称及び所在地) ① 輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に<u>記入</u>します。</p> <p>(11) 届出種別 貨物到着搬入予定日の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲みます。また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。</p>

(12) 生産国コード

輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCSセンター）のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」（以下「食品届出コード表」という。）に生産国又は製造国のコードが掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(14) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名 及び住所を英数字で 記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(12) 生産国コード

（6）について「生産国・製造国コード」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(14) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(15) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名 及び住所を英数字で 記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

・（15）の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いします。

・処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いします。

(15) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。



(16)輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名 及び住所を英数字で記入します。また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は以下の入力をするようお願いします。

〇〇ZZ9999

国コード

(17)包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名 及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。なお、包装者コードをバスケットコードで入力する場合は、以下のようお願いします。

〇〇ZZW999

国コード

(16)輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名を記入します。また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は以下の入力をするようお願いします。

〇〇ZZ9999

国コード

(17)包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。なお、包装者コードをバスケットコードで入力する場合は、以下のようお願いします。

〇〇ZZW999

国コード

※ (16) 及び (17) における「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・ 処理場名を製造所欄に入力をするようお願いします。
- ・ 処理場のコードについては、「製造者・製造所 (B) コード」を準用するようお願いします。

(23) 事故の有無及びあるときはその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合には、「有を○で囲み、その事故の原因、状況、数、重量等の概要も併せて記入します。

(26) 継続の別

初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。

有効期間内の試験成績がある場合は、「継続（C）」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。

以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。

(28) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。

(23) 事故の有無及びあるときはその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合には、「有を○で囲み、その事故の原因、状況、数、重量等の概要も併せて記入します。

(25) 継続

有効期間内の試験成績がある場合は、「Y」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施日の届出番号を記入して下さい。なお、当該試験成績がない場合は、「N」を○で囲んで下さい。

(28) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。

(37) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が「加工食品」であるときは原材料名を、貨物が「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」であるときはその材質を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(38) 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名（物質名）・コード、貨物が添加物製剤の場合その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供せられているものであって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されているものであつて添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(37) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が「加工食品」であるときは原材料名を、貨物が「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」であるときはその材質を記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

(38) 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名（物質名）・コード、貨物が添加物製剤の場合その成分・コード

貨物が食品であつて、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供せられているものであつて添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されているものであつて添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

(39) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(39) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。



(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード	.....		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード	.....		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード	.....	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(29) 包装種類・コード	.....		※2
(30) 登録番号1	.....		
(31) 登録番号2	.....		
(32) 登録番号3	.....		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	.....		
(37) 備考			

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード	.....		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード	.....		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード	.....	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(29) 包装種類・コード	.....		※2
(30) 登録番号1	.....		
(31) 登録番号2	.....		
(32) 登録番号3	.....		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	.....		
(37) 備考			

「様式」の記入方法について

(1) 届出受付番号

検疫所使用欄のため記入しないでください。

(2) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）

- ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、押印します。
- ②輸入者の氏名、輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印します。
- ③法人名称の下には責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。  
なお、これに代えて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者の欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の職名及び氏名を記入します。
- ④外国籍の会社で代表権を有する者の印又は法人印を所有していない場合には、法人の名称の下に責任者の役職名及び氏名を記入し、個人印を押印します。
- ⑤法人の代表権を有する者の印又は責任者若しくは業務担当責任者の記名押印については、署名に代えることができます。

(3) 届出種別

貨物到着予定日の7日前から貨物到着前までに食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。

また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。

(4) 輸入者コード

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード(JASTPROコード)、税関発給コード又は法人番号を左詰めで記入します。

なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

マイナンバー(個人番号)を記入する欄ではありません。

(5) 生産国・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、その生産国又は地域名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合は、その生産地(国名又は地域名)を記入します。

なお、輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCSセンター)のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」(以下「食品届出コード表」という。)に掲載された生産国又は製造国のコードも併せて記入します。

(6) 輸入食品衛生管理者登録番号

輸入者が(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入します。

(7) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(A)コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(B)コードに掲載された製造者等のコードを記入します。



(8) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・（8）の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いいたします。
- ・処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いいたします。

(9) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZ9999

国コード

(10) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZW999

国コード

(11) 積込港・コード

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港又は空港名を記入します（郵便物は発送地名）。

また、食品届出コード表に掲載された当該積込港のコードも併せて記入します。

- (12) 積込年月日  
貨物を船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入します（郵便物は発送年月日）。
- (13) 積卸港・コード  
貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港又は空港名を記入します。  
また、食品届出コード表に掲載された当該積卸港のコードも併せて記入します。
- (14) 到着年月日  
船舶又は航空機が貨物を積み卸すために海港又は空港に到着した年月日を記入します。
- (15) 保管倉庫・コード  
貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。  
また、食品届出コード表に掲載された保管場所のコードも併せて記入します。
- (16) 搬入年月日  
保管場所への貨物の搬入が終了した年月日を記入します。
- (17) 貨物の記号及び番号  
貨物の外装に表示されている記号、番号等、仕向地マーク、原産地マーク等を記入します。  
なお、船舶貨物の場合はB／L番号、航空貨物の場合はAirway bill（混載の場合はHouse B／L）番号も併せて記入し、外国郵便物の場合は、「Address Mark」と記入します。
- (18) 船舶又は航空機の名称又は便名  
貨物を搭載してきた船舶の名称又は航空会社名及び便名を記入します。
- (19) 届出年月日  
食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。

(20) 事故の有無及びある場合はその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(21) 提出者・コード

食品等輸入届出書を検疫所の輸入食品監視担当窓口へ提出する者が輸入者と異なる場合、提出者の氏名（法人の場合、法人名及び担当者名）及び電話番号を記入します。

なお、提出者が「利用者コード」を有している場合は、そのコードも併せて記入します。

(22) 貨物の別

貨物が「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」のうち、該当ものを○で囲みます。

(23) 継続の別

初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。

有効期間内の試験成績がある場合は、「継続（C）」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。

以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。

(24) 品目コード

食品届出コード表に掲載された品目のコードを記入します。

(25) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。

(26) 積込数量

輸出国において積み込んだ貨物の個数を記入し、数量単位は食品届出コード表に掲載された積込個数単位のコードを記入します。

(27) 積込重量

輸出国において積み込んだ貨物の正味重量をkg単位で小数点以下2桁まで記入します。

(28) 用途・コード

具体的な用途、使用目的等を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された用途のコードも併せて記入します。

(29) 包装種類・コード

食品等に直接触れる容器包装について具体的な材質を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された包装の種類コードも併せて記入します。

(30) 登録番号1

輸入食品等事前確認制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(31) 登録番号2

品目登録制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(32) 登録番号3

(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品等安全情報登録提供事業により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(33) 衛生証明書番号

輸出国政府機関の発行する衛生証明書が必要な食肉又は食肉製品の場合、その衛生証明書番号を記入します。

(34) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が加工食品であるときは原材料名を、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (35) 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名（物質名）・コード、  
貨物が添加物製剤の場合、その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であって、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

（注1）食品等輸入届出書の共通部（（1）から（21）まで）の記載につき、最大7欄（7品目）まで記入して届出できます。

（注2）旧様式の食品等輸入届出書においても、記載事項の不足分について旧様式の食品等輸入届出書の備考欄等に記入することにより輸入届出を行うことができます。

輸入申告  
 輸入検査申請書  
 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書  
 食品等輸入届出書

長殿  
動物検疫所長殿  
植物防疫官殿  
厚生労働大臣殿

【 税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通様式 】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名 [動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]		
入港(到着)年月日[税、動、植、食]		
搭載(積込)年月日[動、食]		
搭載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]		
船(取)卸港[税]、積卸港[食]		
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]		
輸入者 (荷受人)	氏名[税、動、植、食] 押印[税、食]	印
	住所[税、動、植、食]	
	電話番号[税、動、食]	
	輸入者符号(コード)[税、食]	
(荷送人)	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(提出者)	氏名[動、植、食] 押印[動、植]※	印
	住所[動、植]	
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]		
記号・番号[税、食]、商標[動]		

※ [動、植] 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

【輸入食品等】

届出受付番号	※1																					
届出種別	事前・一般・計画輸入																					
生産国コード											輸入食品衛生管理者登録番号											
製造者名、住所・コード																						
製造所名、住所・コード																						
輸出者名、住所・コード																						
包装者名、住所・コード																						
積込港コード											積卸港コード											
保管倉庫コード											搬入年月日				年		月			日		
											届出年月日				年		月			日		
事故の有無及びある場合その概要	無・有										提出者コード											
1	貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ										衛生証明書番号										
継続の別		初回(F)・継続(C)・更新(U)										貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード										
品目コード																						
品名																						
積込数量・コード																						
積込重量													kg									
用途・コード													※2									
包装種類・コード												※2										
登録番号1												貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)										
登録番号2																						
登録番号3																						
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード																						
備 考												届出済印※1										

<注意>

※1の欄は、検査所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

## 「輸入手続統一様式」の使用方法について

「輸入手続統一様式」については、輸入手続関連省庁（財務省、農林水産省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を利用者の利便性向上を目的として関連省庁間で共通化したものであり、具体的には、輸入申告書（税関）、輸入検査申請書（動物検疫）、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書（植物防疫）、食品等輸入届出書（食品衛生）が対象となります。

### I 輸入手続統一様式の構成及び使用方法

- (1) 輸入手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式と各手続独自の事項を記載する個別様式に分かれます。
- (2) 申告（申請、届出）は、共通様式と当該申告（申請、届出）手続の個別様式を二枚一組にして必要な省庁に必要な部数を提出します。
- (3) 共通様式については、提出を行う全ての省庁の申告（申請、届出）に必要な事項のみを記載します。
- (4) 共通様式の記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印します。なお、記載事項の訂正については、訂正する事項に関する省庁のみに行います。
- (5) その他、申告（申請、届出）事項の記載要領については、各省で定めている省令、通達等に従います。
- (6) 記載方法については、別紙に従って記載します。

### II 輸入手続統一様式の取扱要領

- (1) 船舶又は航空機の名称又は便名  
貨物を積載してきた船舶の名称又は航空会社名と便名を記入します。
- (2) 入港（到着）年月日  
船舶又は航空機が貨物を積み降ろすために海空港に到着した年月日を記入します。
- (3) 搭載（積込）年月日  
貨物を船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入します（郵便物は発送年月日）。
- (4) 積込港  
貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港、又は空港名を記入します（郵便物は発送地名）。



(5) 積卸港

貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港、又は空港名を記入します。

(6) 生産国

貨物が加工食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃの場合その生産国を、加工食品以外の食品の場合その生産地（国名又は地域名）を記入します。

(7) 輸入者名の氏名及び住所等（法人の場合は、その名称及び所在地）

①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、押印します。

②輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印します。

③法人名称の下には責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。

なお、これに代えて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者の欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の職名と氏名を記入します。

④外国籍の会社で代表権を有する者の印又は法人印を所有していない場合には、法人の名称の下に責任者の役職名及び氏名を記入し、個人印を押印します。

⑤法人の代表権を有する者の印又は責任者若しくは業務担当責任者の記名押印については、署名に代えることができます。

⑥（一財）日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード（JASTPROコード）、税関発給コード又は法人番号を記入します。なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

(8) 申請者（提出者）

食品等輸入届出書を検疫所の輸入食品監視担当窓口に出す者が輸入者と異なる場合、提出者の氏名（法人の場合は、法人名及び担当者名）及び電話番号を記入します。

(9) 保管倉庫又は、保管場所

貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。

(10) 記号・番号

貨物の外装に表示されている記号、番号等、仕向地マーク、原産地マーク等を記入します。

なお、船舶貨物の場合はB/L番号、航空貨物の場合はAirway bill（混載の場合はHouse B/L）番号も併せて記入し、外国郵便物の場合は、「Address Mark」と記入します。

(11) 届出種別

貨物到着予定日の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。

また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。

(12) 生産国コード

輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCSセンター）のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」（以下「食品届出コード表」という。）に生産国又は製造国のコードが掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。

(13) 輸入食品衛生管理者登録番号

（社）日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入して下さい。

(14) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(15) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・(15)の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いします。
- ・処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いします。

(16) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は以下の入力をするようお願いします。

〇〇Z Z 9 9 9 9

国コード

(17) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

なお、包装者コードをバスケットコードで入力する場合は、以下のようお願いします。

〇〇Z Z W 9 9 9

国コード

- (18) 積込港コード  
（４）について「積込港・積卸港コード（国連LOCODE）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。
- (19) 積卸港コード  
（５）について「積込港・積卸港コード（国連LOCODE）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。
- (20) 保管倉庫コード  
（９）について「保管場所コード（保税地域コード）」表に掲載されている場合は、そのコード番号を記入して下さい。
- (21) 搬入年月日  
貨物を（９）の保管場所に搬入を終了した年月日を記入します。
- (22) 届出年月日  
食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。
- (23) 事故の有無及びあるときはその概要  
積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合には、「有を○で囲み、その事故の原因、状況、数、重量等の概要も併せて記入します。なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。
- (24) 提出者コード  
（８）について提出者が「利用者コード」を有している場合は、そのコード番号を記入して下さい。
- (25) 貨物の別  
貨物が「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」のうち、どれに該当するかあてはまるものを○で囲みます。
- (26) 継続の別  
初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。  
有効期間内の試験成績がある場合は、「継続（C）」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。  
以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。
- (27) 品目コード  
食品届出コード表に掲載された品目のコードを記入します。
- (28) 品名  
商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を

記入します。商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。

(29) 積込数量

輸出国において積み込んだ貨物の個数を記入し、数量単位は食品届出コード表に掲載された積込個数単位のコードを記入します。

(30) 積込重量

輸出国において積み込んだ貨物の正味重量をkg単位で小数点以下2桁まで記入します。

(31) 用途・コード

具体的な用途、使用目的等を記入します。

なお、食品届出コード表に記載された用途のコードも併せて記入します。

(32) 包装種類・コード

食品等に直接接触する容器包装について具体的な材質を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された包装の種類コードも併せて記入します。

(33) 登録番号1

輸入食品等事前確認制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(34) 登録番号2

品目登録制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(35) 登録番号3

(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品等安全情報登録提供事業により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(36) 衛生証明書番号

輸出国政府機関の発行する衛生証明書が必要な食肉又は食肉製品の場合、その衛生証明書番号を記入します。

(37) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が「加工食品」であるときは原材料名を、貨物が「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」であるときはその材質を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(38) 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名(物質名)・コード、

貨物が添加物製剤の場合その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供せられているものであって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(39) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。